



発行 税理士法人 **中央総研**  
 桑名市大福 406-1  
 TEL 0594-23-2448  
 FAX 0594-23-3303  
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com  
 URL: http://mie-cri.com



## ジョホールバルの歓喜 — 「運が強い」とは —

### 【はじめに】

「ジョホールバルの歓喜」と言う言葉を、初めて目にした方も多いことでしょう。

話は、28年前の1997年11月16日に遡ります。ワールドカップ・フランス大会のアジア最終予選の時です。

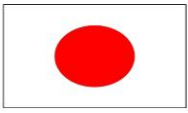

### 【ジョホールバルの歓喜】

マレーシアのジョホールバルで最終予選が行われたのです。

そのアジア最終予選アジア第3代表決定戦をイラン代表と戦い、勝利を収めました。

これにより、ワールドカップ本戦初出場を決めたのです。

この勝利のことを、「ジョホールバルの歓喜」と呼ばれています。

日本	イラン
	
<b>3</b>	<b>2</b>
(延長ゴールデンゴール)	

### 【岡田武史監督】

戦績不振の責任を取って退いた加茂監督の後を受けて、急遽、**岡田武史氏が監督に昇格**しました。

しかし、必勝が課せられた次のウズベキスタン戦も、リードを許してしまいました。

それでも、辛うじて引分けの結果に終わりました。さてさて、試合の展開です。

後半18分、後のない日本岡田監督の日本チームは、決勝点を奪えないまま、後半を終了しました。

この後は、得点が決まった時点から試合終了となる「ゴールデンゴール」の延長戦に突入しました。

岡田監督が、新たにFW 岡野雅行を投入しました。延長後半13分、この岡野が決勝点を叩き出したのです。

このゴールデンゴールにより、日本はW杯本戦初出場を決めたのです。アップレですね。

強運の持ち主「**岡田武史監督**」による「**ジョホールバルの歓喜**」でした。

### 【運が強いとは】

危機において運気を引き寄せるリーダー「**7つの心得**」と云うテーマで、

多摩大学大学院名誉教授の**田坂広志氏**が仰っている内容を紹介申し上げます。

危機において運気を引き寄せる リーダー「7つの心得」	
1	経営者の「運の強さ」とは、人間力としての「総合力」
2	「私の執念が足りなかった」。W杯で岡田監督が発した言葉の意味。
3	「心の双極性」を理解し、潜在意識もポジティブな想念で満たす。
4	「絶対肯定」の想念で、死生観を定め、「天が導く」との覚悟を決める。 ・自分の心の置きどころが変われば、不思議とメンバーも変わっていく。 ・何気ない出来事に天の声を感じながら、ただただ「導きたまえ」と祈る
5	選考基準は「運と愛嬌や」。 松下幸之助は笑顔で言った。
6	「この命、素晴らしいものに使わせたまえ。」 その祈りが導きにつながる。
7	「毎日1回、30年間唱え“素直な心の初段”になりなさい。」(松下幸之助)

《代表社員 笹谷 俊道》

「桜切るバカ、梅切らぬバカ」ということわざの意味は？

答えは裏面に・・・

## 仕事と育児の両立

令和7年4月1日に、育児・介護休業法の改正が行われます。近年共働きで育児をする世帯が増えてきているため、男女ともに、仕事と育児を両立できるよう、使用者には柔軟な働き方を準備することが求められています。今回は全ての使用者に関する改正を紹介いたします。

### 《子の看護休暇の見直し》

子の看護休暇とは、年次有給休暇とは別に、病気にかかった子供等の世話をするために、仕事を休む必要がある場合に取得できる休暇です。対象となる子が1人の場合は年間5日、2人以上の場合は年間10日、取得することができます。年次有給休暇とは違い、子の看護休暇は有給・無給は問いませんが、時季変更権を適用することができません。

改正前	改正後
《対象となる子》 小学校入学前まで	《対象となる子》 小学校3年生修了まで
《取得事由》 ①病気・けが ②予防接種・健康診断	《取得事由》 ①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症による学級閉鎖 ④入園式・卒園式・入学式
《対象外労働者》 ①所定労働日数が 週2日以下 ②継続雇用期間が 6ヶ月未満	《対象外労働者》 ①所定労働日数が 週2日以下

### 《残業免除の対象拡大》

残業免除とは、子を養育する労働者より、残業免除の申請があった場合、所定労働時間を超えて働かせることができない制度です。労働者は、残業免除の開始の日から1ヶ月前までに申請する必要があります。

改正前	改正後
《対象となる労働者》 3歳未満の子を 養育する労働者	《対象となる労働者》 小学校入学前の子を 養育する労働者

厚生労働省ホームページより

<松岡>

## 相続時精算課税について

個人から財産をもらった時は、贈与税の課税対象となります。贈与税の課税方法には、暦年課税と相続時精算課税の2つがあります。贈与を受けた人は、贈与者ごとに課税方法を選択することができます。

### 【相続時精算課税とは？】

贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者がなくなった時にその贈与財産の贈与時の価格と相続財産の価格とを合計した金額を基に計算した相続税額から、すでに納めた贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行う制度です。

原則として、60歳以上の父母又は祖父母から、18歳以上の子又は孫への財産の贈与について適用を受けられます。

適用を受ける場合は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期限内に、贈与者ごとの『相続時精算課税選択届出』を贈与税の申告書に添付して、所轄税務署へ提出する必要があります。

### 特定贈与者ごとの贈与税の計算式

$$\left( \text{課税価格} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ (110 \text{ 万円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ 2,500 \text{ 万円} \end{array} \right) \times 20\%$$

※特別控除額は前年以前に控除した金額があるときはその残額

上記計算式の通り、2,500万円までの贈与について贈与税額が非課税となり、それを超える金額には一律で20%の税率で課税されます。暦年課税に比べて贈与税の負担が少なく、一度にたくさんの贈与ができるメリットがあります。

また、相続時の清算は贈与時の価格により行いますので、評価額が上昇することが見込まれる財産については早めの財産移転が有利となります。

しかし、一度選択すると暦年課税に戻れないこと、自宅等の敷地について、小規模宅地等の特例の適用がない等のデメリットもありますので、選択の有無の検討が必要です。

<梅山>

桜の枝はそのままの状態では切らないほうが、半球の形をした綺麗な姿になるため。一方、梅は枝を切ってやらないと立派な花を咲かせないし、実をたくさん収穫することも出来なくなるため。